

県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県の考え方

No	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方
1	第2章 第2節 本県の森林・林業・ 木材産業等の現 状と課題 2 森林の管理・保全 (課題) 第5章 第3節「場」 ・効果的な森林病害 虫対策や野生鳥 獣害対策の推進	松くい虫の被害木や未利用材を木質燃料として利用することに対し、環境税を補てんすることでランニングコストが抑えられ、木質バイオマスエネルギーの利用・普及に大きく貢献するとともに、地域の松枯れや未利用材は減少し、景観も継続的に良くなることから検討をお願いする。	1	【実施段階検討】 森林環境税事業では、荒廃森林再生事業において、人工林の間伐・伐採木の林内集積まで、また、里山再生事業において、里山林の不用木の除去・林内集積までの支援を行っています。また、5年毎に制度の点検・見直しをすることとされており、ご要望については、次期計画見直し時の参考にさせていただきます。
2	第2章 第2節 本県の森林・林業・ 木材産業等の現 状と課題 3 林業 第5章 第3節「材」	新規就労者の育成支援を幅を広げて強化していくことはできないか。 研修制度を充実し、森林の保全や管理とともに、森林の文化レベルを向上させるようなこともいいのではないか。	1	【修正加筆等意見反映】 施策の展開方向の第1節「材」の3(1)に加筆し、「新規就労者の育成を支援するなど、幅広く人材育成を推進します。」とします。
3	第2章 第2節 本県の森林・林業・ 木材産業等の現 状と課題 3 林業	間伐材が、林内のどこにどれくらい放置されているのかを見える化し、利用方法をできるだけ早いうちに検討すべき。 間伐材の利用に関しては、安易に新しい大型の木質バイオマス発電などを検討すべきでない。	1	【その他】 本ビジョンの推進方策に関する御意見として受け止め、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
4	第2章 第2節 本県の森林・林業・ 木材産業等の現 状と課題 3 林業 第5章 第3節「材」	森林GISの精度の向上と 森林GISデータとGPS等とが連携した活用、境界の明確化の推進に賛成である。予算化し、人員を配置して10年計画の早いうちに境界の明確化を終了させ、新しい森林管理の形でスタートを切るべきと思う。	1	【その他】 本ビジョンの推進方策に関する御意見として受け止め、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
5	第2章 第2節 本県の森林・林業・ 木材産業等の現 状と課題 4 木材産業	県内で木加工の体制を整備することを考えるなら、一番大切なことは、『継続的で安定的な需要の確保』だと考えられる。 県産材利用に対する姿勢を明確にして、企業団体、商工会等も含め、オール山梨で地域材を利用していくことを 山梨県の政策として位置づけて宣言してはどうか。 10年計画をしっかりとつくり込むことがとても重要であり、やり方によっては地域産業として確立できる可能性は大きく、若者に夢も希望も与えられると思う。	1	【修正加筆等意見反映】 施策の展開方向の第1節「材」の1(5)に加筆し、「県産材利用に対する理解を醸成し、関係者が連携し、一体となって県産材の利用拡大につなげていきます。」とします。

県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県の考え方

No	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方
6	第2章 第2節 本県の森林・林業・木材産業等の現状と課題 4 木材産業	木質バイオマスに対する県民の理解を得るには、木質バイオマス利用施設の見える化と同時に、なぜ木質バイオマスを利用するのか伝える必要がある。	1	【記述済み】 施策の展開方向の第2節「エネルギー」の3(2)で木質バイオマスの利用促進に向けた県民の理解と意識の醸成に取り組む旨を記載しております。
7	第2章 5 森林空間の活用 第4章 3つのキーワードごとの基本方針◆「場」 第5章 第3節「場」 第6章 ビジョンの実現に向けて	新しい画期的なアイデア、最先端アウトドアスポーツで都会の目を惹きつけ、世界から人を呼び寄せようとしている活動を応援するような柔軟な体制が必要かと思う。	1	【実施段階検討】 本ビジョンにおいても、「豊かな森林を活用した多様な交流・機会の創出と新たな事業の展開」を基本方針の一つに掲げ、森林空間の利用を通じた都市住民と、中山間地域住民の交流などにより、山村地域の活性化を目指すこととしております。 アウトドアスポーツでの利用もこうした取り組みの一つであり、実施段階での参考とさせていただきます。
8	第3章 本県の森林・林業・木材産業等が目指す将来像	森林資源の循環利用による持続可能な林業経営が展開できるように徹底して取り組んでほしい。 県内製材工場に関する記載については、3つの拠点を活かした県産材の流通システムを構築してほしい。	1	【記述済み】 施策の展開方向の第1節「材」の1(3)で県内3流域の木材供給拠点を軸とした生産体制の強化に取り組む旨を記載しております。
9	第3章 本県の森林・林業・木材産業等が目指す将来像 第5章 第1節「材」	拠点では、森林GISなどのICTの技術を活かして山にある材を把握し、需要者側へつなげられるようなシステムの構築、計画的な材のコーディネートや、開発・製造ができる人材も必要である。 木材乾燥は、天然乾燥と木質バイオマスエネルギーなどを利用した乾燥方法に切り替えていく必要がある。 県には、この3つの拠点が自立して県内の木材製品工場をリードして地域に貢献できるようになるまで、積極的にサポートし、各拠点の人たちが、リーダーとしての自覚を持ち、協力し助け合い、技術も知識もレベルアップさせて、生産体制を強化してほしい。	1	【記述済み】 施策の展開方向の第1節「材」の1(3)で木材乾燥技術の向上について取り組む旨を記載しております。 また、施策の展開方向の第1節「材」の1(3)で県内3流域の木材供給拠点を軸とした生産体制の強化に取り組む旨を記載しております。
10	第5章 第2節「エネルギー」 木質バイオマスの利用促進について	木質ストーブの購入意欲を押し上げるには、補助金を継続するとともに、安易な設置による事故や大気汚染の懸念などもあることから、補助条件を絞ることも必要ではないか。 また、県産ペレットの地産地消を推進するには、ISO基準の工場や品質などを表示するペレットの認証制度が必要である。	1	【記述済み】 施策の展開方向の第2節「エネルギー」の3(3)で木材チップやペレットの品質や種類、産地化を明確にする認証制度・認証体制の整備に取り組む旨を記載しております。

県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県の考え方

No	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方
11	第5章 第2節 「エネルギー」	施設への木質バイオマスボイラー等の利用を促進するにあたっては、その地域で利用可能な木質バイオマスのポテンシャルと熱需要の把握が必要であり、森林のポテンシャルマップと合わせて「熱需要MAP」を作成したらどうか。	1	【その他】 本ビジョンの推進方策に関する御意見として受け止め、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
12	第5章 第2節 「エネルギー」	木質バイオマス利用施設等の導入に向けた提案や技術的な助言ができる専門技術者の育成が急務である。	1	【その他】 本ビジョンの推進方策に関する御意見として受け止め、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
13	第5章 第2節 「エネルギー」	木質バイオマスのエネルギー利用に対しては、基準を明確にする必要がある。 家庭用に使う薪、チップ、ペレットなどの木質燃料の品質(含水率)および、薪ストーブ等の木質燃料機器についても欧米と同等の基準が必要である。	1	【記述済み】 施策の展開方向の第2節「エネルギー」の3(3)で木材チップやペレットの品質や種類、産地化を明確にする認証制度・認証体制の整備に取り組む旨を記載しております。
14	第5章 施策の展開方向と数値目標 第2節「エネルギー」	木質チップやペレット、薪における品質、産地を明確にする方法と基準、認証体制の整備等が必要である。 また、木質バイオマス燃料及び木質バイオマス機器に関する環境基準の明確化を要望する。	1	【記述済み】 施策の展開方向の第2節「エネルギー」の3(3)で木材チップやペレットの品質や種類、産地化を明確にする認証制度・認証体制の整備に取り組む旨を記載しております。
15	第5章 第2節 「エネルギー」 数値目標	ペレットストーブの導入台数だけでなく、薪ストーブや家庭用のボイラーの導入台数なども数値目標に入れてほしい。 また、災害時という視点で、インフラがストップした場合の薪ストーブと薪の備蓄というのも目標数値に加えてはどうか。	1	【反映困難】 薪ストーブ及び家庭用ボイラーについては、現状値の把握が困難なため、原案どおりとさせていただきます。
16	第5章 第2節 「エネルギー」	「再生可能なエネルギーの固定価格買取制度」等を活用して、木質バイオマスによる発電を推進していくためには、資源の安定供給が重要であり、林内の放置された間伐材を搬出するための簡易な作業路開設に対して定額の補助や無利子の融資制度等検討してほしい。	1	【記述済み】 施策の展開方向の第2節「エネルギー」の2(1)で木質バイオマスとして利用可能な林地残材等の搬出促進に取り組む旨を記載しております。 なお、簡易な作業路である森林作業道については、既に県造林補助事業の対象としているとともに、森林整備加速化・林業再生事業において、定額補助の対象としています。
17	第5章 第3節「場」	世界文化遺産登録に伴い、様々な人々が富士山を取り巻く観光地や、富士を望む森林に多種多様な魅力を求めて訪れていることから、地域独自の特色を活かした新たな事業の創出・展開に期待する。また、森林の公益的機能を活かした景観活用・森づくりや「材」・「エネルギー」の施策展開にも期待する。	1	【その他】 本ビジョンの推進方策に関する御意見として受け止め、今後の取り組みの参考とさせていただきます。

県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県の考え方

No	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方
18	全体(木質バイオマス利用の促進のため)	木質バイオマスの利用拡大のための財源として、森林環境税の補助要件を拡充し、バイオマス燃料を積極的に使用する施設への木質燃料の補助を検討していただきたい。 特に、松くい虫等の病害虫被害木を積極的に利用する施設に対しては優先的な助成をお願いしたい。	1	【実施段階検討】 森林環境税事業では、荒廃森林再生事業において、人工林の間伐・伐採木の林内集積まで、また、里山再生事業において、里山林の不用木の除去・林内集積までの支援を行っています。また、5年毎に制度の点検・見直しをすることとされており、ご要望については、次期計画見直し時の参考にさせていただきます。
19	全体(木質バイオマス資源について)	間伐材の搬出では、多少なり優良材を搬出しないと利益を出すのは難しい。木質バイオマス施設が整備されることにより、優良材を搬出しなくてもよくなり、より良い森林整備が行われるのではないかと。	1	【記述済み】 施策の展開方向の第2節「エネルギー」の1(1)で木質バイオマス利用施設の整備促進に取り組む旨を記載しております。
20	全体	木質バイオマス資源の安定供給体制及び地産地消の推進のため植樹用貸地対応の造林補助金の予算確保をお願いする。	1	【その他】 植樹用貸地を含め国に対し造林事業予算の安定的な財源の確保について要望しており、引き続き造林補助事業費の確保に努めて参ります。
21	全体	新ビジョンの期間中に、約8千haの分収林が県に移管されるが、この移管林に関して記述しておく必要があるのではないかと。	1	【修正加筆等意見反映】 施策の展開方向の第1節「材」の2(2)に以下のとおり加筆します。 「林業公社より平成28年度末に県へ移管される分収林についても、県有林との一体的な管理や周辺森林との施業集約化など効率的な事業の実施による適切な森林管理と生産性の向上に努めます。」